

総合運動公園宿泊施設使用許可基準

栃木県総合運動公園の宿泊施設（合宿所）の使用許可については、下記のとおり取扱うこととする。

①使用の条件

- ア. 競技トレーニングを目的とする合宿であること。
- イ. 宿泊人数が指導者を含めて原則として20名以上であること。
- ウ. 入所および退所の日を含む宿泊期間中に、毎日、運動施設を使用すること。
- エ. 宿泊者は、原則として小学3年生以上の者であること。

②予約の手続き

使用の予約は、下記の時期に管理事務所窓口及び電話にて先着順に随時予約の申込を受付ける。

- ・ 県内公立学校の長期休業期間以外の宿泊は、県内外いずれの団体も使用日の前月、第一日曜日午前10時からの運動施設使用の予約が受付られた以降
- ・ 県内公立学校の春季休業期間の4月1日以降の宿泊は、3月1日以降
- ・ 県内公立学校の夏季休業期間の宿泊は、県内の団体は5月1日以降、県外の団体は6月1日以降
- ・ 県内公立学校の冬季休業期間の宿泊は、県内の団体は9月1日以降、県外の団体は10月1日以降
- ・ 県内公立学校の春季休業期間の3月31日までの宿泊は、県内の団体は12月1日以降、県外の団体は1月1日以降

③使用の手続き

- ア. 使用者から使用の10日前までに以下の書類を受理するものとする。
 - ・ 有料公園施設（合宿所）使用申請書
 - ・ 宿泊者名簿（住所欄には個人自宅住所を記入すること。また、県内/県外, 一般/高校生以下をそれぞれ別にまとめる。）
 - ・ 食事申込書（食堂厨房事務所へ提出させる。）
- イ. 入所の際は、責任者に窓口にて入所する旨を伝えさせる。この時利用する部屋の全ての鍵を渡す。
- ウ. 合宿期間中は使用団体の責任者に鍵を管理させる。宿泊室の鍵を個別に窓口に預ける必要はない。
- エ. 合宿期間中の運動施設の使用料は日払いとする。合宿所使用料は退所時に徴収する。
食事料は食堂厨房にて支払わせる。
- オ. 合宿所退所時に利用責任者に宿泊室および洗面所等を点検させ、管理事務所へ点検票を提出させる。また、宿泊した全室の鍵をまとめて返却させる。

④利用上の注意事項

- ア. 合宿所の利用時間は下記のとおり。
 - ・ 入所は13時～16時とする。
 - ・ 朝食は7時～7時40分とする。昼食は12時～13時とする。夕食は17時～19時とする。
 - ・ 入浴は17時～20時とする。門限は21時30分とする。消灯は22時とする。
 - ・ 退所は8時～10時とする。
- イ. 宿泊室の利用は男女別々になるよう、宿泊人数を調整させる。西側（301号室から指導者室1までは女子用、東側（指導者室2から312号室まで）は男子用として、部屋割りを行う。
- ウ. 利用者の合宿所の出入りは管理棟1F西口を利用する。館内は1階西口下足箱のスリッパを利用する。靴およびスリッパは必ず下足箱に入れる。

エ. 緊急事態発生時は、直ちに職員に連絡させる。17時以降は警備員に連絡させる。

なお、非常口は警報ベルが作動するため、非常時のみ使用させる。

オ. 宿泊室での飲食、飲酒、喫煙は禁止とする。喫煙は管理棟外の喫煙所を利用させる。

附則 平成22年4月1日より施行

平成23年4月1日より施行